

監理技術者制度運用マニュアルの改正 について

基礎ぐい工事問題で提言された構造的課題等について平成28年1月から計7回審議。中間とりまとめでは各課題について対応策を提示。

【建設生産システムの適正化】

課 題

対 応 策

施工体制における監理技術者等の役割の明確化	施工の専門化・分業化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となる一方、制度上、両者は区別されていない	⇒	元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化
技術者の適正な配置のあり方	現在、請負金額のみで専任配置を規定しているが、難易度の低い工事等、工事内容によっては専任は不要ではないかとの指摘	⇒	現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素を盛り込むことについて、引き続き検討
実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除	商社や代理店等、工場製品等の取引のみで、施工管理を行わない企業が存在。役割・責任の不明確化や不要な重層化を招くおそれ	⇒	一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化
民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化	民間工事では、地中の状況等、施工中に発現する可能性のあるリスクについて、負担の考え方や受発注者間が円滑に協議を行うための基本的枠組みが整備されていない	⇒	施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定 (指針には、特に事前調査の必要性や、関係者間の協議項目として、地中関連、設計関連等の各々のリスク負担に関する考え方や協議事項を盛り込む)

【その他の課題への対応】

- 大規模工事における技術者の複数配置の推奨: 監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を配置することが望ましい旨、明確化
- 建設生産物に用いられる工場製品に関する品質管理のあり方: 工場製品の品質確保を図るため、これらを製造する企業等に対して、一定の制度的関与を設けることについて、引き続き検討
- デベロッパーからマンション管理組合に交付すべき図書の内容の明確化: 地盤情報等、提供すべき図書の内容について明確化
- 建設工事紛争審査会の審査対象の拡大: 施工品質をめぐる様々な紛争解決を図るため、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外も審査の対象とするよう、引き続き検討

【建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成】

技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍	若手技術者の入職の減少等、優れた技術者の確保が求められる一方、技術検定の受検者数が減少	⇒	受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制度の見直し（2級学科試験の受験機会の年2回化等）
大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成	建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、担い手不足が懸念。これまで様々な担い手対策が講じられているが、依然、若者の高い離職率等、解決すべき課題が存在	⇒	人と企業がともに成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開 ○キャリアに応じた処遇が図られるよう、技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築（平成29年度に本格運用開始） ○社会保険加入の目標達成（平成29年度を目標に、企業単位で100%等）を目指し、対策を強化 ○人材の効率的活用に向け、施工時期の平準化、繁閑調整のための環境整備 等

【建設企業の持続的な活動が図られる環境整備】

経営者の高齢化が進み、中小建設企業等で後継者問題が高まり。合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる環境整備が必要	⇒	合併時の許可や経営事項審査の手続を迅速化・簡素化し、空白期間の短縮や、手続き上の負担を軽減 また、廃業する企業の技術者の新会社への円滑な移行に向けた経審の特例を導入
--	---	---

【その他の課題への対応】

- 経營業務管理責任者要件のあり方: 企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について引き続き検討
- 軽微な工事に関する対応: 許可が不要とされる500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者に対して、一定の関与を行うことについて、引き続き検討

監理技術者制度運用マニュアル 改正概要

赤字: 中建審・社整審基本問題小委員会中間とりまとめの提言を踏まえた改正 青字: 過去の法令改正、事務連絡等の反映

1. 趣旨

2. 監理技術者等の設置

2-1 工事外注計画の立案

- ・共同住宅を新築する建設工事の一括下請負全面禁止
(法改正H20.11.28施行)

2-2 監理技術者等の設置

- ・監理技術者等は原則1名が望ましい旨明記
- ・出産、育児等は途中交代可を明確化(H27.7.30事務連絡)
- ・多年に及ぶ工事は途中交代可を明確化(H27.7.30事務連絡)

2-3 監理技術者等の職務

- ・元請と下請の技術者の役割の明確化
- ・工場製品に関する品質管理のあり方
- ・大規模工事の補佐技術者の配置

2-4 監理技術者等の雇用関係

- ・雇用関係を求める「その他政令で定める法人」の明記
(法改正H20.11.28施行)
- ・継続雇用制度の適用の取扱いの明確化(H28.3.28事務連絡)
- ・官公需適格組合の在籍出向の取扱い(H28.3.24国土建483号)
- ・企業団体の在籍出向の取扱い(H28.5.31国土建119号)

3. 監理技術者等の工事現場における専任

- ・公共性のある重要な建設工事(法改正H20.11.28施行)
- ・専任を要しない期間の明確化(H21.6.30国総建75号)
- ・専任等に係る取扱い(H26.2.3国土建272号)
- ・非専任期間における他の専任工事への従事
- ・余裕期間設定工事の技術者配置期間の明確化
(H27.7.30事務連絡)

4. 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯

- ・資格者証と講習修了証の統合(施行規則改正H28.6.1施行)

5. 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

- ・公共工事は下請金額によらず施工体制台帳の作成等義務づけ
(入契法改正H27.4.1施行)

6. 工事現場への標識の掲示

7. 建設業法の遵守

<全体的な修正>

- ・金額要件の見直し反映(施行令改正H28.6.1施行)
下請金額3,000万円→4,000万円、4,500万円→6,000万円
請負金額2,500万円→3,500万円、5,000万円→7,000万円

①技術者の役割の明確化

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

②施工体制における監理技術者等の役割の明確化

【対応の方向性】

元請の監理技術者等(下請を含む請負部分全体の統括的施工管理を担う者)と、下請の主任技術者(請負部分の施工管理を担う者)について、施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要がある。

特に品質管理においては役割の違いが大きく、

- ・元請の監理技術者等は、下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認や、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認を行うこと
- ・下請の主任技術者は、原則として、立ち会い確認を行うとともに、元請又は上位の下請への報告を行うこと

など、それぞれの役割を明確化する必要がある。

なお、役割の明確化に当たっては、下請の主任技術者の中に、元請の監理技術者等の指導監督の下で、元請の監理技術者等に近い役割を担う者がいることを考慮する必要がある。

前回までのご指摘等

監理技術者等の職務(役割)の明確化について、元請の監理技術者等と下請の主任技術者に整理することは、問題ないのではないか。ただし、現場での支障を来さないか、業界団体等へヒアリングを行い確認すべきではないか。

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ (参考資料) での提示内容

○ 監理技術者等の職務(役割)を、**元請の監理技術者等と下請の主任技術者の2種類に大別**。

なお、複数工種のマネジメントを行う下請の主任技術者の中に、元請の監理技術者に近い役割を担う者がいることを考慮する必要がある。このような下請の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の監理技術者等の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等(施工計画書等)を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の監理技術者等の役割を担う(「請負部分全体」は「請負部分」と読み替える)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的 <u>施工管理</u>	○請負部分の <u>施工管理</u>
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の <u>施工計画書</u> (または <u>施工要領書</u>)の作成 ○下請の作成した <u>施工要領書</u> の確認 ○設計変更等に応じた <u>施工計画書等</u> の修正	○元請が作成した <u>施工計画書等</u> に基づき、受注した請負部分に関する <u>施工要領書</u> の作成 ○元請等からの指示に応じた <u>施工要領書</u> の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の <u>工程管理</u> ○下請間の <u>工程調整</u> ○朝礼、 <u>工程会議等</u> の開催※、参加、巡回	○請負部分の <u>工程管理</u> ○朝礼、 <u>工程会議等</u> への参加
品質管理	○ <u>下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認</u>	○原則として、 <u>立ち会い確認</u> ○ <u>元請(上位下請)への報告</u>
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する <u>技術指導</u> ○ <u>下請を含む請負部分全体において技術者が適切に役割を果たしているか確認</u> ※	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における <u>作業員への技術指導</u>
その他	○下請からの協議事項への対応(判断等) ○請負部分全体の <u>コスト管理</u> ○発注者等との <u>協議・調整</u> ※ ○近隣住民等への <u>説明等</u> ※ 等	○元請(上位下請)への <u>協議</u> ○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整 ○請負部分の <u>コスト管理</u> 等

※:元請のみの役割

業界へのヒアリングの概要(技術者の役割の明確化)

【ヒアリング対象】

- 元請建設業団体 会員企業 計10社程度
- 専門工事業団体 10団体程度

【ヒアリング内容】

○技術者の役割の明確化

- ・役割の明確化(案)での問題点、弊害
- ・元請の監理技術者等の役割に近い者の例示

ヒアリング項目	意見等	対応
役割の明確化(案)での問題点、弊害	○その他の項目(コスト管理等)は現場代理人の役割の場合あり	○その他の項目を削除
	○安全管理について記載が無いのは違和感がある	○安全管理は必ずしも監理技術者等の役割では無いため記載しない
	○非専任の場合は、朝礼の参加等は困難	○非専任の場合は、毎日行う朝礼等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる旨記載
	○個別の現場では施工計画書、施工要領書は作成せず、共通で作成した書類を使用する場合がある	○施工計画書等、施工要領書等に修正
元請の監理技術者等の役割に近い者の例示	○電気、空調衛生は典型例だが、内装、外構、躯体、橋梁、舗装、地盤改良、杭、土工、昇降機、解体など様々	○典型的な例として、電気と空調衛生を例示し、その他は「等」で整理

監理技術者運用マニュアルへの記載内容

赤字:ヒアリングを踏まえた修正点、青字:文言の適正化

監理技術者等の職務は、建設業法において、監理技術者、主任技術者の区別なく示されているが、元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の監理技術者等及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。なお、下請の主任技術者のうち、**電気工事、空調衛生工事等**の専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の監理技術者等の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等(施工計画書等)を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の監理技術者等に近い役割を担う(下表右欄)。

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネジメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○朝礼、工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○朝礼、工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○朝礼、工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う朝礼等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

技術者の役割を工事毎に明確化

【課題】

○技術者の役割を、元請の監理技術者等と下請の主任技術者に2分して明確化するが、**個々の工事毎に下請の主任技術者の果たす役割が異なる可能性がある**ことから、下請の主任技術者が適切に役割を果たし、元請の監理技術者がそれを把握するため、**工事毎に個々の下請の主任技術者の役割を明確化する必要がある**

※施工上の問題が発生した場合などには、個々の主任技術者の役割を明確にしておかなければ、責任関係もあいまいになってしまう

【これまでの検討・ご指摘等】

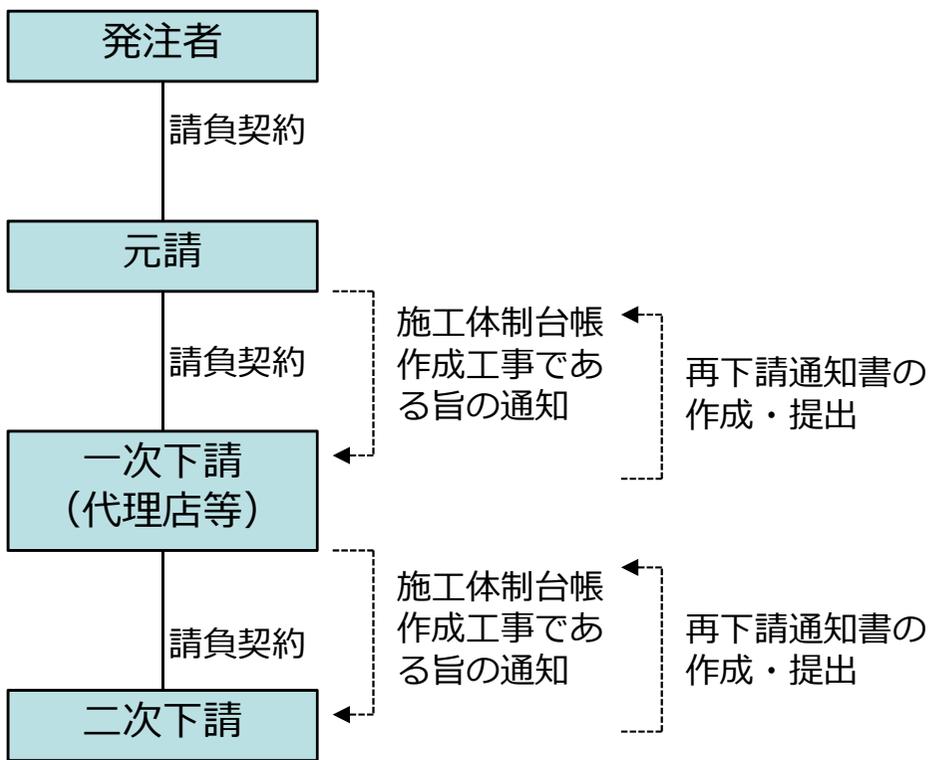
○主任技術者等の責任者及び役割の見える化として、施工体系図の活用等を検討

⇒ 施工体系図の作成義務対象工事を拡大すべき。ただし、義務化することによる影響をよく見極める必要がある

⇒ 施工体系図の活用以外で、既に作成している書類等(例えば、作業日報)を活用するなど現場に負担のかからない方法が検討できないか

主任技術者等の責任者の見える化の検討

施行体系図の作成・掲示の流れ（現行）



・元請は、施工体制台帳をもとに、施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲示

※公共工事の場合は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示

建設業法第24条の7

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、（中略）施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業法施行令第7条の4

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

第七条の四 法第二十四条の七第一項の政令で定める金額は、四千万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、六千万円とする。

入契法第15条 ※公共工事は下請契約を締結する全ての場合に作成

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるとあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

逐条解説（建設業法第24条の7）

本項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、本条の定めるところに準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

（建設業法解説 改訂11版 P.217）

建設企業に対するヒアリングの概要

【ヒアリング対象】

- 元請建設業団体 会員企業 計10社程度
- 専門工事業団体 10団体程度

【ヒアリング内容】

○施工体系図の作成義務対象工事の拡大・既に現場で作成済みの書類等の活用の可能性

- ・現状作成義務の無い工事での施行体系図の作成・掲示を求める場合の問題点・弊害
- ・施工体系図の提出を求める場合の問題点、弊害
- ・作業日報の提出を求める場合の問題点、弊害
- ・現場で作成しているその他の資料の活用の可能性

ヒアリング項目	意見等	評価等
<u>施工体系図の作成義務対象工事の拡大</u>	○小規模、短工期、非専任の工事では、元請の技術者が一人で管理することが多く、施工体系図の作成は負担が過大(特に民間建築が該当)	○義務化の拡大については、引き続き検討が必要(他の要件との関係の整理も必要)
<u>既に現場で作成済みの書類等の活用の可能性</u>	○作業日報は作成していない場合あり ○必ず作成している書類として、安全衛生日誌、作業指示書があるが、主任技術者の役割を説明出来るものではなく、発注者に提出するには量が多い ○技術者が品質を確認したことが説明できる書類として、品質管理記録、検査記録等があるが、膨大な量となる ○新たな資料作成は避けて欲しい	○施工体系図以外で、既に現場で作成済みの書類等で活用できる適切なものは見当たらない ○これを踏まえ、当面、施工体系図を活用することを検討

技術者の役割を工事毎に明確化

技術者の役割を工事毎に明確化する方法

【施工体系図の活用の例】

○下請の主任技術者の当該工事における職務について、施工体系図に記載(専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う場合は※印を記載する等)。なお、記載された内容について、押印等により下請の確認をとっておく

○ ○ ○ ○	会社名	〇〇〇〇
	安全衛生責任者	〇〇〇〇
	主任技術者	〇〇〇〇 ※ 印
	専門技術者	
	工事 担当工事内容	〇〇〇〇
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

○ ○ ○ ○	会社名	〇〇〇〇
	安全衛生責任者	〇〇〇〇
	主任技術者	〇〇〇〇 印
	専門技術者	
	工事 担当工事内容	〇〇〇〇
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

○ ○ ○ ○	会社名	〇〇〇〇
	安全衛生責任者	〇〇〇〇
	主任技術者	〇〇〇〇 印
	専門技術者	
	工事 担当工事内容	〇〇〇〇
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

※は、専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担う

【施工体系図の活用以外の例】

○下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請は下請の主任技術者と調整の上で確定し、それを記載、押印等した書面を下請から元請に提出

工事毎に、主任技術者の役割を示した書類を下請から元請に提出し、元請と下請で共通認識

(記載内容の例)

会社名：〇〇〇〇
 主任技術者：〇〇〇〇 印
 主任技術者の役割
 <施工計画の作成>
 ・元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書の作成
 ・元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
 <工程管理>
 ・請け負った範囲の建設工事の進捗管理
 ・朝礼、工程会議等への参加
 <品質管理>
 ・原則として、立ち会い確認
 ・元請への報告
 <技術的指導>
 ・請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認
 ・現場作業に係る実地の技術指導

監理技術者運用マニュアルへの記載内容

○下請の主任技術者の当該工事における職務(専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等)について、例えば、建設業法第24条の7の規定に基づき作成する施工体系図を活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

②工場製品に関する品質管理のあり方

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

(3) 工場製品に関する品質管理のあり方

【対応の方向性】

建設生産物の品質確保のためには、その一部を構成する工場製品についても、その品質確保を図ることが重要である。既製品については、JIS(日本工業標準調査会)による認証制度や、建築基準法に基づく製造者認証や大臣認定等、製品の品質確保に係る制度が別途設けられているものもある一方、これらの制度の対象とならない、単品受注生産の工場製品も存在する。**このような状況を踏まえ、監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要である。**

(以下、略)

監理技術者運用マニュアルへの記載内容

建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したもののだけでなく、売買契約(購入)により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認、規格品や認定品に関する品質証明書類の確認、その他適宜合理的な方法で品質管理を行う必要がある。

③大規模工事における 技術者の複数配置の推奨

大規模工事における技術者の複数配置の推奨

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

③大規模工事における技術者の複数配置の推奨

【対応の方向性】

大規模工事については、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する立場の技術者として1名配置するとともに、当該元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨、明確化する必要がある。

また、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の配置が適正な施工の確保に寄与したものについては適切に評価するなど、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の活用方法等について、検討する必要がある。

監理技術者運用マニュアルへの記載内容

大規模な工事現場等については、監理技術者に求められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を補佐する他の技術者を同じ建設業者に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を補佐する立場の者であり、一つの工事現場における監理技術者は総括的な立場として一人に情報集約(共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約)し、監理技術者は、これらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

④非専任期間における 他の専任工事への従事の方

非専任期間における他の専任工事への従事の方

中建審・社整審 基本問題小委員会 中間とりまとめ

【現状・課題】

現行制度の下では、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要とされ、当該技術者が当該工事の施工に携わらない期間に、他の非専任工事であれば従事することができるものの、専任工事には従事できない。

【対応の方向性】

工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に、当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについて、**その範囲や認める場合の具体的な方法等を検討する必要がある。**

【対応案】

○非専任期間における他の専任工事への従事を認める範囲

<元請の監理技術者等>

- ・ 非専任期間のうち、**工事を全面的に一時中止している期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の非専任期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の技術者として従事できる**

<下請の主任技術者>

- ・ 非専任期間のうち、**担当する下請工事が施工されていない期間に限って、発注者、元請、上位下請の全ての承諾があれば、発注者、元請、上位下請の全てが同一の他の工事（元の工事の非専任期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の技術者として従事できる**

○認める場合の具体的な方法等

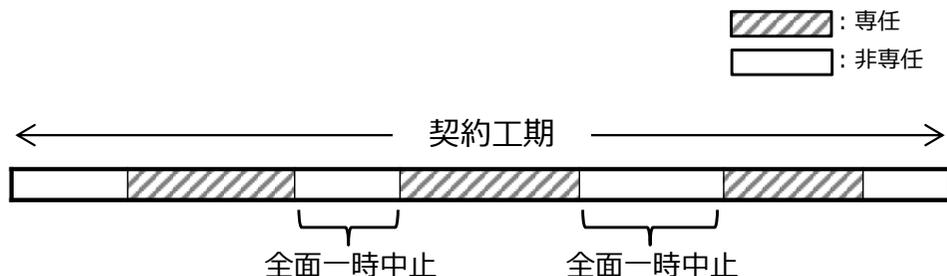
- ・ 元工事の専任を要しない期間における**災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者等は他の工事の専任の技術者として従事しているため、別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、元請は発注者、下請は発注者、元請、上位下請の全ての承諾を得る必要がある**

非専任期間における他の専任工事への従事の方

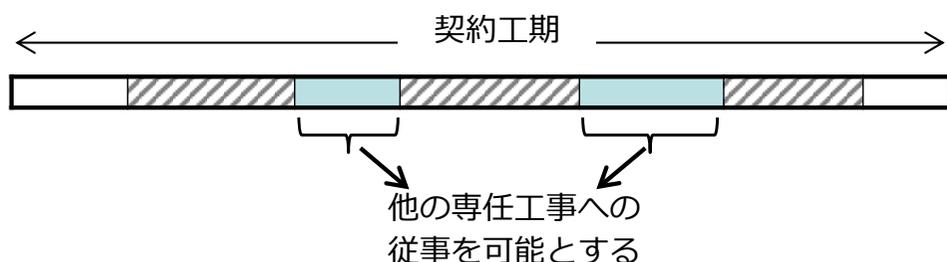
〔元請の場合〕

【非専任期間において他の専任工事への従事を認める期間】

- 非専任期間のうち、工事を全面的に一時中止している期間



発注者の承諾があれば、
発注者が同一の他の工事（元の工事の非専任期間内に工事が完了するものに限る）の専任の技術者として従事可能

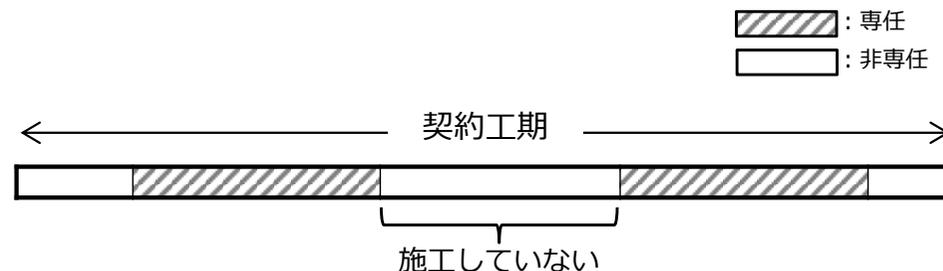


元工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要がある

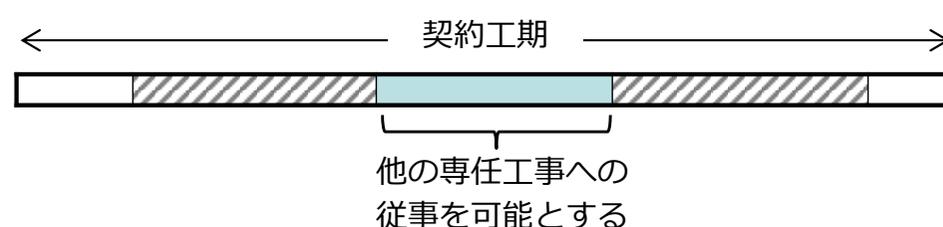
〔下請の場合〕

【非専任期間において他の専任工事への従事を認める期間】

- 非専任期間のうち、担当する下請工事が施工されていない期間



発注者、元請、上位下請の全ての承諾があれば、
発注者、元請、上位下請の全てが同一の他の工事（元の工事の非専任期間内に工事が完了するものに限る）の専任の技術者として従事可能



元工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請、上位下請の全ての承諾を得る必要がある

非専任期間における他の専任工事への従事の方

監理技術者運用マニュアルへの記載内容

元請の監理技術者等については、前述の工事現場への専任を要しない期間①から④※のうち、②(工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間)に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る)の専任の監理技術者等として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法(元の工事の監理技術者等は他の工事の専任の監理技術者等として従事しているため、別の技術者による対応とするなどの留意が必要)について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間(担当する下請工事が施工されていない期間)に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る)の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法(元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、別の技術者による対応とするなどの留意が必要)について発注者、元請、上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

(※:工事現場への専任を要しない期間①から④)

元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。)
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間